

福岡地方最低賃金審議会
第4回 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会

1 開催日時：令和2年10月6日

10:00～12:15

2 開催場所：福岡合同庁舎 本館8階 共用第7会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

3 出席者：公益代表委員 3名

労働者代表委員 3名

使用者代表委員 3名

4 議題：福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定について

5 議事要旨：議題について

労働者側代表委員からは、

業界における厳しい状況は十分に理解している。しかし、業界の将来を見据えた引上げは、将来の人材を求めるため、やはり必要ではないのか

使用者側と直接協議をした結果は平行線に終わったものの、改めて、百貨店、総合スーパー特定最低賃金の引上げが必要であることを主張するとの主張がなされた。

使用者側代表委員からは、

4月～5月時点より業績が上向いているのは確かだが、今後は、売上高が対前年130%以上が続いてやっと今年の売り上げが前年と同等になるくらいであって、経費の削減にも努めているが、今の状況では今年の決算の見通しは余りにも暗い

とりわけ、百貨店においては、コロナの影響下で黒字化することが難しく、今年における業界の状況は非常に厳しい

福岡県の特定最賃額はトップクラスであって、この間、その水準は維持してきた
今年度は残念ながら、当業種での最低賃金の引上げは無理であるとの主張がなされた。

公益代表委員が労使双方の委員と交互に協議を重ねたが、労使双方の歩み寄りには最後まで至らず。審議は打ち切られ、その後、「改定決定を行わない」旨の公益代表委員案が示され、採決となった結果、賛成多数にて「改定決定を行わない」とする決議がなされた。

よって、専門部会で全会一致に至らなかったことから、この間の審議経過および採決の採決の結果については、福岡地方最低賃金審議会の本審に報告されるとともに、当該本審にて再度、審議・採決等が行われることとなった。